

『推しコレみやざき総選挙』PR 事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和4年度に実施した『推しコレみやざき総選挙』によって得られた結果を県外に向けてPRするとともに、得られた結果のうちから「観光」などの特定の部門を取り上げた紹介動画を作成、配信することにより、本県の認知度及び魅力度を向上させることについて、企画提案を募り、企画提案競技に参加した事業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

『推しコレみやざき総選挙』PR 事業業務委託

(2) 業務の内容

別紙「『推しコレみやざき総選挙』PR 事業に関する業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託料の上限

3,146,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※委託業務の履行に係る全ての経費を含む。

5 支払方法

精算払

6 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案協議方式とする。

7 参加資格要件

次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)～(9)いずれにも該当する者とする。

(1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、または過去5年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務実績を有する者。

(2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっ

ていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

8 日程（予定）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 実施公告 | 令和 5 年 9 月 19 日（火） |
| (2) 事前説明会申込 | 令和 5 年 9 月 21 日（木）午後 3 時まで |
| (3) 事前説明会 | 令和 5 年 9 月 22 日（金）午前 11 時から
（宮崎県庁 8 号館 4 階第 1 会議室） |
| (4) 質問書受付期限 | 令和 5 年 9 月 25 日（月）午後 5 時まで |
| (5) 参加申込期限 | 令和 5 年 9 月 27 日（水）午後 5 時まで |
| (6) 企画書提出期限 | 令和 5 年 10 月 2 日（月）正午 |
| (7) プレゼンテーション | 令和 5 年 10 月 5 日（木） |
| (8) 業者決定 | 令和 5 年 10 月 6 日（金） |

9 事前説明会

- (1) 日 時：令和 5 年 9 月 22 日（金）午前 11 時から
- (2) 場 所：宮崎県庁 8 号館 4 階第 1 会議室
（宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号）
- (3) 申込期限：令和 5 年 9 月 21 日（木）午後 3 時まで
- (4) 申込方法：電子メール又は F A X にて、企画提案協議参加申込書（様式第 1 号）を提出すること。
- (5) その他
 - ・参加者数は、各社 2 名以内とする。
 - ・説明会の参加の有無は、企画コンペの参加資格とは一切関係なく、審査に

も影響しない。

- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインの活用も検討する。

10 質問及び回答

- (1) 提出場所 本要領18の場所
- (2) 提出期限 令和5年9月25日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、郵便、電子メール又はFAXとする。ただし、持参又は書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第3号を用いること。
- (4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則2日以内に回答するものとする。また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加者全員にメールで通知する(質問者名は公表しない。)

11 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書(様式第2号)」を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領18の場所
- (2) 提出期限 令和5年9月27日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和5年9月27日(水)午後5時必着とする。)

12 企画書等提出

(1) 提出書類

下記の①～⑨までを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

各社の提案は1社1案とする。

- ① 企画提案競技参加申請書(様式第4号) : 原本1部
- ② (共同企業体を構成する場合) 共同企業体協定書(様式第5号) : 原本1部
- ③ 使用印鑑届出書(様式第6号) : 原本1部
- ④ (代理人を選定した場合) 委任状(様式第7号) : 原本1部
- ⑤ 会社概要(様式第8号) : 原本1部、コピー6部
- ⑥ 企画提案書(A4版) : 原本1部、コピー6部
 - (ア) 全体コンセプト
 - (イ) 業務構成概要
 - (ウ) 業務実施イメージ等
 - (エ) 事業計画書
 - (オ) スタッフ体制
- ⑦ 見積書及び見積明細書 : 原本1部、コピー6部
 - (ア) 各業務の積算内容が分かるように記載すること。
 - (イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ⑧ 業務実績(既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績又

はこの委託業務と同種、同規模以上の業務実績) : 原本1部、コピー5部

⑨ 誓約書(様式第9号) : 原本1部、コピー5部

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領18の場所
- ② 提出期限 令和5年10月2日(月)正午まで
- ③ 提出方法 持参又は送付(送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和5年10月2日(月)正午必着とする。)

(3) 作成にあつての留意事項

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ③ 企画書は次のとおりとする。
 - ・ 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。)
 - ・ 両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。
 - ・ 表紙、目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号をふること。
- ④ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1.3 審査について

企画書及び提案者からのプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり、最も優れた提案を選定する。

(1) 日 時 令和5年10月5日(木) 午後2時から(予定)

※ 具体的な時間割については、参加者毎に別途連絡する。

※ 日時は、参加者の数等により変更する場合がある。

(2) 場 所 宮崎県庁8号館4階第1会議室

(3) 説明時間等

- ① 説明時間 20分以内
- ② 質疑 20分以内
- ③ 入替時間 5分以内

(4) 実施方法

- ① プレゼンテーションは、企画書の受付順とする。
- ② 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。
- ③ 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。

- ④ 審査会場の入場者は2名以内とする。
 - ⑤ 審査基準は、「県民総参加！ひなたプロモーション事業」企画提案競技審査基準書による。
 - ⑥ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。
- (5) 選定結果の通知
- 選定結果については、採択・不採択にかかわらず、業者決定後速やかに企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

1.4 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約手続きに要する費用は候補者が負担するものとする。

1.5 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

1.6 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は候補者決定までに上記7の要件を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (5) 2人以上の代理人をした者
- (6) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (7) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

1.7 その他

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）による。

18 書類提出先

〒880-8501

所在地 宮崎市橋通東2-10-1

部 署 宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局
国際・経済交流課 ひなたプロモーション担当

電 話 0985-26-7591

FAX 0985-26-7327

メール kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp